

# ▶旅行事業者向け ～日帰り旅行～

令和5年5月1日(月)

#	質問	回答
1	石川県を主たる目的とした日帰り旅行商品を取扱いたいのですが、どうしたらいいですか。	全国旅行支援統一窓口に登録の上、いしかわ旅行割キャンペーン事務局のホームページより日帰り旅行商品取扱意向確認フォームから登録申請をお願いします。
2	事業者コードとはなんですか。	全国旅行支援統一窓口マイページのログインIDのことです。
3	ログインID(事業者コード)を忘れました。どうしたらいいですか。	全国旅行支援統一窓口の事業者登録担当へご確認ください。(TEL:03-6635-3655)
4	石川県独自の制限とはどのような内容ですか。	石川県外の旅行事業者のみ石川県内のタクシー会社、バス会社を利用時に観光クーポンの配布を可能とします。詳しくは日帰り旅行商品クーポン取扱マニュアルP2～4をご確認ください。
5	県外を主たる目的地にした商品は補助金適用されますか。	石川県の補助金は適用されません。(各自自治体の取扱要領をご確認ください。)
6	普通乗車券等について、適切な管理がなされている場合は商品に含むことができるようですが、「適切な管理」とは具体的にどのようなことですか。	旅行事業者が次の書類(使用済原券)を保管することにより、「適切な管理」がなされたとみなし、補助対象商品とすることができます。 保管がない場合は、普通乗車券等は払い戻しが可能であり換金性が高いものとして補助の対象外です。 (保管書類) ・航空の場合:搭乗証明書 または 搭乗案内 ・鉄道の場合:使用済原券 または 乗車かつ降車を証明できる書類等 ・高速バスの場合:使用済原券 または 乗車かつ降車を証明できる書類等 ・船舶:使用済原券 または 乗船かつ下船を証明できる書類等
7	普通乗車券等はなぜ補助対象商品には含められないのですか。	普通乗車券等は、旅行者自身が窓口での払い戻し等が可能であり、換金性が高いためです。ただし、旅行者が実際に乗車したことを旅行業者が証明(使用済原券保管)する場合は補助対象商品に含むことができます。
8	旅行商品にお土産を含む場合、どのような内容の物品であればいいですか。	基準として下記すべてを満たすものとなります。 (1) 社会通念上、お土産とされる物品が対象であること(試食品のようなものなどお土産品としての体裁が整っていないもの、ごく廉価な物品の提供のみという形式的に提供されているようなもの等は補助の対象外)。 (2) 当該旅行目的地に相応な物品であること。(不可例:旅行目的地が石川県で物品が石川県では取扱いできない種類の果物等。) (3) 旅行期間中の引き渡しに限り、かつ現地以外(発着地または往復の移動中の車船中等)での引き渡しは一切ないこと。 (4) 通常の商習慣に照らし相応な対価を支払って購入した物品であること。 (5) 宿泊施設などに付随した物品の場合、当該施設内で通常販売している物品であること。 (6) 基本的に物品(お土産)購入元に入場や立ち寄り等を行うこと。
9	宅送サービス付きの物品(お土産等)は補助の対象となるのですか。	補助の対象外です。 旅行商品に含む物品やサービスは、旅行の開始から終了の期間内で旅行者が享受できるものに限ることから、旅行後に享受する宅送サービス付きの物品(お土産等)は本事業の補助対象外です。ただし、旅行の開始前または終了後においても、その特性上、当該旅行に付随するようなものは商品に含むことができます。 (例) ○行程に組み込まれた陶芸体験で、後日焼き上がりの茶碗が自宅に配送される。 ○行程に組み込まれた稲刈り体験で、実際に刈ったお米が後日精米されて自宅に配送される。 ×稲刈り体験の含まれる行程であるが、(実際に刈ったもの・収穫量ではないような)お米10kgが後日自宅に配送される。
10	「入場券」「入園券」を含む旅行商品は補助の対象ですか。	入場券・入園券の内容により異なります。 (対象となる条件) 次の条件を満たした場合 ・当該旅行目的地に相応であること ・旅行期間内の利用に限定されていること  なお、対象外となる場合の具体例は次のとおりです。 (具体例) ×旅行開始日から1年間有効なフリーパス ×旅行目的地とは関連しないエリアのテーマパークチケット
11	「スポーツ観戦」「演劇鑑賞」を目的とする旅行商品は補助の対象ですか。	補助の対象となります。
12	「旅行保険」を旅行代金と合わせて補助の対象にしてよいですか。	旅行者が自身の旅行に付帯して、事前に旅行事業者で予約し、確定した保険料は補助の対象となります。 個人で追加手配したものは補助の対象外です。

# ▶旅行事業者向け ～日帰り旅行～

令和5年5月1日(月)

#	質問	回答														
13	小学校の遠足は、日帰り旅行商品の補助対象となりますか。	日帰り旅行の要件【A群】+【B群】を満たしていれば対象となります。 B群が入場無料の施設である場合は対象外となりますが、通常(個人利用の場合)は料金が発生するものの、教育旅行団体による申請に限り入場料が無料となる料金体系をとる入場施設等の場合は、例外としてB群の対象として認めます。														
14	日帰り温泉施設内の大広間等での休憩は【B群】に含まれないのですか。	【B群】に含むことができます。 大広間等の利用(日帰り温泉施設における寝具を使用しない休憩所等の利用)については、「宿泊(サービス)」ではないためです。														
15	遊覧船は日帰り旅行商品の対象となりますか。	遊覧船は、現地アクティビティ等(B群)として日帰り旅行商品の補助対象となります。 ただし、遊覧船単独では日帰り旅行の商品としての要件を満たさないため、「往復の運送サービス(A群)」をセットにする必要があります。														
16	コンパニオンサービスを含む商品は補助の対象となりますか。	接待等を伴うコンパニオンサービスを含む商品は対象外です。 ただし、コンパニオン代を除いた商品は、補助の対象とすることは可能です。														
17	旅行代金を各種ポイントやマイル、ギフト券等で支払いは可能ですか。	個人が保有するポイント類、旅行券、ギフト券等、名称の如何を問わず、「旅行者個人に付帯するもの」等、クレジットカード・現金と同様の支払い手段として利用する場合、利用可能です。(販売補助金適用後の旅行者支払い額に対して現金同様に利用できます。)														
18	外国人はいしかわ旅行割キャンペーンの対象となりますか。	日本国内居住者であれば、外国人の方も対象となります。 日本国内に居住実態のない、観光・ビジネス目的などの短期滞在の場合は、対象外です。 技能実習生等、日本への居住が明らかである場合は、対象となります。														
19	日本へ一時帰国中の海外在住の日本人は対象ですか。	対象外です。 居住地が日本国外で、一時的に日本に帰国する(している場合)、日本国内に居住の実態があるとは言えないため、対象外となります。														
20	本人確認書類として有効な書類には、具体的に何がありますか。	運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード、健康保険証、パスポート、学生証、在留カード、障がい者手帳、国または地方公共団体の機関が発行した身分証明書等、『氏名』および『住所(居住地)』を確認できる公的書類の原本を本人確認書類とします。 ※ただし学生証は、現住所(居住地)が確認できるものとします。														
21	日本在住の外国人において、上記の本人確認書類を持っていない場合、有効な本人確認書類は、何がありますか。	在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書等、国または地方公共団体等公的機関が発行した書類の原本を本人確認書類とします。														
22	添乗員が同行しない商品の場合、本人確認書類の確認はどうしたらよいのですか。	添乗員がいない商品の場合は、当該確認『本人確認書類(原本)』を実施する係員等を配置してください。 5月8日以降適用														
23	日本国外でワクチン接種を受けました。そのワクチン接種証明は、ワクチン検査パッケージとして、有効ですか。	令和5年5月8日以降、ワクチン接種証明の提示は不要となりました。 5月8日以降適用														
24	旅行当日、本人確認書類の提示ができない場合はどうすればいいですか。	旅行当日に本人確認書類原本を提示いただけない場合は、補助の対象外となります。 ※後日提示、コピーや画像での提示も補助の対象外となります。ご注意ください。														
25	複数人で申し込みをし、旅行当日、そのうちの1人が提示書類「本人確認書類(原本)」を忘れてしまいました。その場合、全員が補助金の対象外となりますか。	提示書類「本人確認書類(原本)」を持参しなかった旅行者のみ補助の対象外となります。 (例) 3人のうち、1人が持参しなかった場合 旅行者A(持参あり) → 対象 旅行者B(持参あり) → 対象 旅行者C(持参なし) → 対象外 ※予約先によって提示が必要なタイミングが異なります。詳しくは下図をご確認ください。 <b>本人確認書類提示について</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>販売窓口</th> <th>宿泊施設直接予約</th> <th>OTA</th> <th>旅行代理店</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">本人確認書類(原本)</td> <td>予約時</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>必要</td> </tr> <tr> <td>チェックイン時</td> <td>必要</td> <td>必要</td> <td>必要</td> </tr> </tbody> </table> 5月8日以降適用		販売窓口	宿泊施設直接予約	OTA	旅行代理店	本人確認書類(原本)	予約時	-	-	必要	チェックイン時	必要	必要	必要
	販売窓口	宿泊施設直接予約	OTA	旅行代理店												
本人確認書類(原本)	予約時	-	-	必要												
	チェックイン時	必要	必要	必要												

# ▶旅行事業者向け ～日帰り旅行～

令和5年5月1日(月)

#	質問	回答
26	感染状況等により全国旅行支援を停止した都道府県がある場合、その県の在住者が、他県へ行く旅行も対象外となるのでしょうか。	対象外とはなりません。 各都道府県の判断で全国旅行支援キャンペーンを停止する場合、その都道府県の在住者は、キャンペーン実施中の都道府県への旅行は補助対象となります。 あくまでもキャンペーンが停止となった都道府県を目的地とする旅行が対象外となります。  A県にてキャンペーンが停止される場合 ○ A県 → B県 への旅行 × B県 → A県 への旅行  ※ただし、国の判断でキャンペーンを停止する場合には、双方への旅行において補助金は適用されません。
27	いつから石川県観光クーポンは配布できますか。	いしかわ旅行割キャンペーン事務局承認後、スターキットを送付しますので、クーポンの配布は到着後となります。
28	日帰り旅行で石川県観光クーポンを配布できないケースはありますか。	石川県外の旅行事業者は石川県内に事業者登録(所在地)がある石川県内のタクシー会社、バス会社のご利用が条件となります。(日帰り旅行商品クーポン取扱マニュアルP2～4参照)また、旅行者の実質負担額が0円を下回る場合は、石川県観光クーポンは配布できません。
29	石川県観光クーポンのみの配布はできますか。	できません。
30	石川県観光クーポンとはどのようなものですか。	いしかわ旅行割キャンペーンに登録された取扱店舗(土産物店、飲食店、観光施設、交通機関など)で利用いただけるクーポンです。 令和5年1月10日以降は、スマートフォンを使ってご利用いただく電子クーポンになります。
31	石川県観光クーポンは紙クーポンですか、電子クーポンですか。	原則、電子クーポンです。 ※スマートフォンをお持ちでない旅行者、修学旅行等でスマートフォンを使用できないと旅行者より申し出があった場合のみ例外措置として、紙クーポンを配布する場合があります。
32	石川県観光クーポンには、種類がありますか。	電子クーポン引換券2種(平日2,000円券、休日1,000円券)、紙クーポン1種の計3種がございます。
33	石川県観光クーポンはいつまで使用できますか。	令和5年7月1日(土)までご利用いただけます。
34	石川県観光クーポンについて電子クーポンではなく、紙クーポンを求められた場合どのような対応をすればいいですか。	原則、電子クーポン引換券をお渡しください。 やむを得ない事由で、電子クーポンを利用できないと申し出があった場合のみ、紙クーポンを配布ください。 例)通信インフラが十分に整備されていない地域における利用、スマートフォンを所持していない旅行者、修学旅行でスマートフォンを使用できない旅行者等
35	石川県観光クーポン(電子クーポン)の利用にあたり、スマートフォン等の推奨環境はありますか。	【OS】 ・iPhone ⇒ iOS10以降 ・Android ⇒ Android7.0以降 【ブラウザ】 ・iPhone ⇒ Safari 最新版 ・Android ⇒ Chrome 最新版  ※2017年2月以前のらくらくスマートフォンはご利用いただけません。 また、海外製のスマートフォン(Google、Androidであっても)に関しましては一切、動作保証はしておりませんのでご注意ください。
36	配布した石川県観光クーポンの精算業務で注意することはありますか。	「石川県観光クーポン管理表」、「【日帰り】石川県観光クーポン適用証明書」の順にいただき、適用証明書は利用日順に並べて指定の締切日までに原本を送付してください。追跡できる方法にて送付いただき、送料は旅行事業者様負担でお願いします。
37	電子クーポンの誤配布等による回収等についての対応方について教えてください。	電子クーポン引換券は、一度お客様へ配布いただいた後は、原則、交換いただけません。 ※やむをえない事情で交換が発生する場合は、必ず「未使用であること」をご確認いただき、宿泊施設様の責任の下、交換の対応をお願いいたします。 ※返却された電子クーポンの残高は、HP上にアップしております「電子クーポン引換券返却手順」の資料をご確認ください。 ※返却された電子クーポン引換券は、再利用不可です。別の旅行者に配布されないようご注意ください。 ※返却された電子クーポン引換券の取り扱い、HP上にアップしております「電子クーポン引換券返却受付手順」と「電子クーポン引換券返却証」の資料をご確認ください。

▶旅行事業者向け ～日帰り旅行～

令和5年5月1日(月)

#	質問	回答
38	電子クーポンの誤配布等による回収後の対応について教えてください。	<p>・電子クーポン引換券配布後に、減員減泊となった場合、電子クーポン引換券は、旅行者より必ず回収をお願いします。</p> <p>・返却をお受けいただく際、必ず「未使用であること」をご確認ください。</p> <p>・返却をお受けいただく際、「一度、受取(チャージ)をされていても、電子クーポンの利用権利は消滅し、万一、利用された場合は、不正利用になる旨」をお客様へご案内ください。</p> <p>※返却された電子クーポンの残高は、HP上にアップしております「電子クーポン引換券返却手順」の資料をご確認ください。</p> <p>※返却された電子クーポン引換券は、再利用不可です。別の旅行者に配布されないようご注意ください。</p> <p>※返却された電子クーポン引換券の取り扱いは、HP上にアップしております「電子クーポン引換券返却受付手順」と「電子クーポン引換券返却証」の資料をご確認ください。</p>
39	添乗員やガイド(乗務員)は、補助金適用の旅行者としてカウントできますか。	<p>添乗員やガイド(乗務員)は、通常旅行代金に内包されており、補助金対象人数としてカウントできません。(旅行者ではなく、原価の扱い)</p> <p>補助金対象外のため、観光クーポンも配布されないようご注意ください。</p>